不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業に係る募集要項

# １　趣旨

フリースクール等における不登校児童生徒の学習支援について、インターネットを活用した学習支援や、実技や体験活動による多角的な観点の学習支援、社会的自立に向けた進路学習の支援を行うとともに、学校・保護者との連携について、学校及び保護者との望ましい連携を実現できるフリースクール等を募集し、事業委託するものである。

# ２　委託の概要

（１）件名

不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業

（２）事業概要

　　ア　インターネットを活用した学習支援に加え、実技や体験活動を取り入れ、個々の児童生徒（年間のべ６０人以上）の学力等に応じた学習支援を行う。

イ　児童生徒の出席や学習状況等について、随時在籍校や保護者へ情報提供し、当該児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行う。

　　ウ　学習支援を実施する際の留意事項、学校・保護者との連携の在り方等について、教育委員会に報告する。

　　※詳細については、仕様書のとおり

（３）契約形態

　　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

（４）契約予定期間

契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

（５）履行場所

　　　千葉市内の民間フリースクール

（６）委託限度額（令和７年度）

　　　２，７００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）、年２回（上半期・下半期）の完了払い

# ３　プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であるほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　選定結果の通知日前６か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（２）千葉市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者以外の者

※詳細については、仕様書のとおり

# ４　契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日には、受付（各質問の受付を含む）を行わない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　　容 | 日　　　時 |
|  | 仕様書等の配布及び参加資格確認申請受付開始 | 令和７年２月７日（金）午前9時から |
| ② | プロポーザル参加資格確認申請に関する質問書の受付締切 | 令和７年２月13日（木）午後5時まで |
| ③ | プロポーザル参加資格確認申請に関する質問に対する回答の通知（発送日） | 令和７年２月20日（木） |
| ④ | プロポーザル参加資格確認申請書の受付締切 | 令和７年２月27日（木）午後5時まで |
| ⑤ | プロポーザル参加資格確認結果の通知（発送日） | 令和７年３月５日（水） |
| ⑥ | 企画提案書の受付締切日 | 令和７年３月12日（水）午後5時まで |
| ⑦ | 選考結果通知（発送） | 令和７年３月下旬 |
| ⑧ | 契約締結 | 令和７年４月上旬 |

# ５　仕様書等の配布

（１）配布期間

令和７年２月７日（金）から令和７年２月２７日（木）までの平日、午前９時から午後５時まで

（２）配布場所

千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所高層棟１０階

千葉市教育委員会学校教育部教育支援課

※なお、以下のホームページにてダウンロードもできます

・千葉市教育委員会学校教育部教育支援課ＨＰ

　　　　・千葉市入札情報ＨＰ

# ６　説明会

　　説明会は実施しない。

# ７　プロポーザル参加資格確認申請に関する質問

（１）質問書の様式

「質問書」（様式第７号）を用いる。

（２）提出期間

令和７年２月７日（金）から令和７年２月１３日（木）午後５時まで

（３）提出方法

電子メールにて教育支援課あて（kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp）に提出すること。

（４）質問に対する回答

期間内に受理した全ての質問内容に対して、令和７年２月２０日（木）までに電子メールで回答する。

　　　ただし、企画立案に直接関係のないものについては、質問を受け付けない。

# ８　プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

（１）プロポーザル参加資格確認申請書等

ア　企画提案参加申込書（様式第１号）

イ　提案者に関する調書（様式第２号）

ウ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ　印鑑証明書（代表者印）

オ　法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）

カ　「滞納無証明」又は「市税に係る滞納処分を受けたことがない証明」

※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること

キ　誓約書（様式第３号）

ク　業務実績書

（２）提出期限

令和７年２月２７日（木）午後５時必着　※厳守

（３）提出場所

千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所高層棟１０階

千葉市教育委員会学校教育部教育支援課

（４）提出方法

持参又は郵送によること。（提出期限内必着）

持参の場合は、土・日・休日を除く午前９時から午後５時まで。

※郵送の場合は、書留とすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

（５）プロポーザル参加資格の確認通知

令和７年３月５日（水）までに、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を発送する。

# ９　企画提案書の提出期限・提出先

（１）提出書類

ア　企画提案書（表紙）（様式第４号）

イ　提案説明書類（様式第５号）※４枚以上

ウ　児童生徒募集要項

エ　見積書（様式第６号）

（２）提出期限

令和７年３月１２日（水）午後５時必着　※厳守

（３）提出場所

〒２６０－８７２２　千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所高層棟１０階

千葉市教育委員会学校教育部教育支援課

（４）提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、締切日に必着のこと。

（５）提出部数

イのみ７部（1部は団体名記載する。６部は団体名等は記載しない。）それ以外は１部

# 10　事業者選考について

（１）選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての企画提案書をもとに、次の審査項目に基づき決定する。

　　　なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。プレゼンテーションは実施しない。

（２）事業者の選考及び審査項目

ア　事業者の選考

イの審査項目に基づき、得点が上位２者の提案者を優秀提案者として決定する。得点が同数の場合は、次の順序で優秀提案者とする。

・企画審査の得点が高かった者を優秀提案者として選考する。

・企画審査の得点も同点だった場合は、委員長の得点が高い提案者を優秀提案者として選考する。

　　　　 なお、提案者の評価点が満点の５０％未満の場合は、選考しない。

イ　審査項目

|  |
| --- |
| ◎事務局審査 |
| 選定基準 | 番号 | 審査項目 | 配点(点) |
| １ 本市児童生徒の受け入れ実績　１０点 |  | 千葉市立小学校在籍児童の受け入れ実績（R４～R６年度の３年間児童数、ただし在籍３か月間以上） | ５ |
|  | 千葉市立中学校・中等教育学校在籍生徒の受け入れ実績（R４～R６年度の３年間生徒数、ただし在籍３か月間以上） | ５ |
| ２ 学習支援の内容１０点 | ③ | 令和６年度の学習活動・支援内容 | 10 |
| ３ 実施体制　１０点 | ④ | スタッフの体制 | 10 |
| 事務局審査における評価点数　（ア）　※３０点 |  |
|  |
| ◎企画審査 |
|  |
| 評価項目 | 審査項目 | 審査基準 | 配点(点） |
| １ 学習支援の内容　　　５０点 | 指導計画 | 学習計画や支援の内容が具体的に示されているか。 | 10 |
| 使用予定の学習支援ソフト | 学習支援ソフトを有効に活用した学習支援となっているか。 | 10 |
| 実施可能な実技や体験活動 | 実技や体験活動を有効に取り入れた学習支援となっているか。 | 10 |
| 進路学習の支援 | キャリア教育の視点をもち、児童生徒の能力や可能性を十分に考慮した一人一人の自立につながる学習支援となっているか。 | 10 |
| 学校・保護者との連携 | 児童生徒の学習内容や指導の状況等について、学校や保護者と適切な連携が図られているか。 | 10 |
| ２ 企画提案の内容　２０点 | 事業趣旨の理解 | 本事業の趣旨を理解した提案となっているか。 | 10 |
| 提案内容 | 具体的な根拠に基づいた計画がされているか。支援体制が明確に示され、個の状況に応じた適切な支援が期待できるか。 | 10 |
| プロポーザル提案における評価点数　（イ）　※７０点　 |  |
| 総評価点数　（ア）＋（イ）　　※１００点 |

（３）提案の無効に関する事項

　　次のずれかに該当する場合は、企画提案を無効または失格とし、採点の対象としない。

　ア　見積額が委託料上限を超過した場合

　イ　提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

　ウ　提出書類に虚偽の内容が含まれていた場合

　エ　提出書類に重大な誤脱があった場合

　オ　審査の公平を害する行為があった場合

　カ　その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

（４）選考結果の通知

ア　通知日

令和７年３月下旬

　　イ　通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送する。

　　　　なお、選考結果に関する異議申し立ては一切認めない。

# 11　契約の手続等

（１）契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、細部について千葉市と協議を行うこと。

なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

（２）次点の取扱い

最優秀提案者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。

（３）契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第２８条の２による。

# 12　その他

（１）費用負担

プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

（２）プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。

（３）企画提案書等を提出した者が１団体であっても、原則として審査を行う。

（４）本契約に係る令和６年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。

# 13　問い合わせ先

〒２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所高層棟１０階

千葉市教育委員会学校教育部教育支援課

電話番号　０４３－２４５－５９３５

電子メール：　kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp